

議案第四十六号

恩地地区構造政策推進モデル集落整備事業の経費の賦課基準

並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり恩地地区小規模基盤整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年 参月 廿拾 三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

- 一 事業の名称 ほ場整備事業、農道舗装事業、農業用排水施設整備事業
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字恩地地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日まで
の間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。